

市川市斎場整備運営等事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

市川市長 田中 甲

1 事業概要

- 1) 事業名 市川市斎場整備運営等事業
- 2) 所在地 千葉県市川市大野町4丁目2610番1
- 3) 事業内容 新斎場及び仮設斎場の設計、建設、維持管理、運営、現斎場及び仮設斎場の解体
- 4) 事業期間 令和6年9月（契約締結を予定）から令和29年度（事業期間終了）まで
（予定） なお、指定期間は20年を予定
- 5) 敷地面積 敷地面積 約20,523.2㎡
- 6) 見積上限価格 総額 14,921,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
施設整備費 9,842,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
維持管理・運営費 5,079,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

応募者（参加表明書に明記する下請企業含む）は、次の資格要件を全て満たすものとする。

施設整備及び維持管理・運営の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成とすること。

1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、設計企業、建設企業、火葬炉企業、工事監理企業、運営企業、維持管理企業、火葬炉運転企業を含む複数企業で構成し、次のとおり、施設整備者と指定管理者を定める。また、施設整備者及び指定管理者においてはそれぞれ代表企業を定めるものとする。なお、維持管理企業及び火葬炉運転企業は、参加資格要件を満たす限りにおいて、事業契約の締結に加わらない下請企業とすることができ、参加表明書で明記するものとする。なお、原則として参加表明書に明記した企業の変更は認めない。

ア 施設整備者

- ・設計企業
- ・建設企業
- ・火葬炉企業
- ・工事監理企業

イ 指定管理者

- ・運営企業
- ・維持管理企業
- ・火葬炉運転企業

複数企業で参加する場合には、全ての企業において参加資格要件を満たすものとする。また、各企業を兼ねることは可とする。ただし、同一の者又は資本関係若しくは人的関係※のある者が建設企業と工事監理企業を兼ねることはできない。

※資本関係又は人的関係のある者とは、「特定関係にある会社同士の入札参加基準」のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

- ② 施設整備代表企業又は指定管理者代表企業の中から「DBO代表企業」を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③ 応募者の構成企業の変更は認めない。ただし、倒産・競争参加資格停止などの特段の事情があると市川市が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 下請企業を除き応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業を兼ねることはできない。
- ⑤ 下請企業を除き応募者の構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成企業を兼ねることは認めない。

⑥ 同一の構成企業が複数の提案を行うことはできない。

2) 下請企業の複数応募者への重複参加について

本事業においては、下請企業に限り、他の応募者の下請企業となることを認めるものとする。この場合、重複して参加を希望する企業の担当者は応募者ごとに専任の担当者を置き、応募者間の担当者に重複がないようにするとともに、専任の担当者間の情報遮断を実施するものとする。また、以下の内容を含む、任意の情報管理に関する計画書及び誓約書を市川市に提出すること。

- ・機密情報の管理方針及び情報の具体的な遮断方法
- ・見積金額に関する情報の管理方針
- ・機密情報の管理に関する代表者及び専任の担当者による誓約

3) 応募者等の参加資格要件

① 共通の資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の優先交渉権者特定前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 本事業の公告の日から優先交渉権者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

カ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当する者

- ・応募者の構成企業又は応募者の構成企業の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している物をいう。以下「役員等」という。）が市川市暴力団排除条例（平成24年市川市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、又は暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。又は暴力団若しくは暴力団員等が応募者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ・応募者の構成企業又は応募者の構成企業の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
- ・応募者の構成企業又は応募者の構成企業の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ・応募者の構成企業の役員等が、暴力団などと社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるものが応募申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人

ク 本プロポーザルに参加しようとする別の応募者の構成員との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

ケ 以下に定める届出の義務を履行していない者

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

コ 本事業に係る発注支援業務に関与している者、本事業に係る市川市が設置する選考委員会の委員及び市川市が専門的意見を徴取する外部有識者との間に資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業及び下請企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連が

ある者」とは当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業の発注支援業務にかかわっている者は以下のとおりである。

日本工営都市空間株式会社

シティニューワ法律事務所

サ 実施方針等の公表から優先交渉権者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市川市が設置する選考委員会の委員及び委員と人的関係がある法人・団体に対し、接触等の働きかけを行った者

シ 直近2年間の法人税、消費税、地方消費税、千葉県税及び市川市税の滞納がある者

ス 当該民間事業者の責に帰すべき事由により、指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者

セ 指定管理者又はその役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が市長、副市長、教育長、固定資産税評価員、監査委員、国会議員、千葉県議会議員及び市川市議会議員本人又は親族（子、配偶者、本人父母若しくは兄弟姉妹、又は配偶者の兄弟姉妹に限る。）に該当する者（但し、市川市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）

ソ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

② 統括責任者の配置

ア 施設整備

- ・事業者は、施設整備全体を総合的に把握し、調整を行う「統括責任者」を配置すること。なお、統括責任者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有するものとする。また、統括責任者は、設計業務管理技術者、監理技術者及び現場代理人と兼務することができる。
- ・統括責任者は、設計企業、建設企業のいずれかの企業と応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。
- ・統括責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を踏まえ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- ・市川市との協議により、市川市が統括責任者の変更を認めた場合は変更を行うことができる。新たに業務実施体制表を作成し、市川市の承認を受けること。
- ・参加資格の一つとなることから、条件に当てはまる者を選任し、参加申請時に提出すること。

イ 維持管理・運営

- ・事業者は、本事業の維持管理・運営業務全般を総合的に把握し、市川市等との調整を行う「統括責任者」を定めること。なお、統括責任者は、「運営業務責任者」、「維持管理業務責任者」のいずれかと兼務することができる。
- ・統括責任者は、構成企業のうち、斎場の運営を中心に行う事業者と応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。
- ・統括責任者は、新斎場へ常勤するものとし、不在の場合は代理者を選定すること。
- ・統括責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を踏まえ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- ・統括責任者の配置は、指定管理の開始日（令和9年7月予定）から要するものとする。
- ・統括責任者は、維持管理・運営の完了まで配置すること。
- ・参加資格の一つとなることから、条件に当てはまる者を選任し、参加申請時に提出すること。

③ 応募者の構成企業の参加資格要件

応募者の構成企業は、市川市の下記の令和4・5年度入札参加業者適格者名簿に登録されていること。なお、令和6・7年入札参加適格者名簿の登録申請を行うことを前提とする。

【入札参加業者適格者名簿】

| | 区分 |
|-----------|----------------|
| ア 設計企業 | 測量・コンサルタント |
| イ 建設企業 | 建設工事（建設工事一式） |
| ウ 火葬炉企業 | 建設工事（機械器具設置工事） |
| エ 工事監理企業 | 測量・コンサルタント |
| オ 運営企業 | 委託 |
| カ 維持管理企業 | 委託 |
| キ 火葬炉運転企業 | 建設工事または委託 |

④ 各業務を行う者の要件

ア 設計企業の要件

設計企業は単独の企業とし、(ア) (イ) (ウ) (エ)を若しくは、(ア) (イ) (エ) (オ)の要件を満たすこととする。

| | |
|-----|---|
| (ア) | 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 |
| (イ) | 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。 |
| (ウ) | 公告日より過去15年間に延床面積5,000㎡以上の国又は地方公共団体（公社含む）の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を元請けとして完了した実績を有すること。（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。） |
| (エ) | 公告日より過去15年間に斎場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を元請けとして完了した実績を有すること。（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。） |
| (オ) | ア 設計業務管理技術者及び照査技術者は、一級建築士資格を有すること。 イ 設計業務管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。 ウ 設計業務管理技術者及び照査技術者は、設計企業と応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。 |

イ 建設企業の要件

建設企業は、次の要件を満たすこととし、単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）とする。

建設JVを組成する場合は、構成員数は2社として、代表構成員の出資比率は、50%を超えていなければならない。他の構成員は、市川市に本店を有する企業として、出資比率は30%以上でなければならない。詳細は、「市川市特定建設工事共同企業体発注基準」を参照すること。なお、各構成員は、別に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結しなければならない。

単独企業は、(ア)～(カ)に掲げる全ての参加資格要件を満たす者とする。

建設JVで応募する場合は、代表構成員は、(ア)～(カ)に掲げる全ての参加資格要件を満たし、他の構成員は(ア)～(ウ)の要件を満たすこと。

| | |
|-----|--|
| (ア) | 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。 |
| (イ) | 公告日前3か月以内に、市川市が発注する建設工事について工事完成検査評定通知書により60点未満の通知を受けていない者。ただし、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日を「通知を受けた日」とする。 |
| (ウ) | 本市の建築一式工事の格付等級がAランクの者。 |
| (エ) | 公告日時点の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（以下、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」という。）に記載された建築一式工事に係る総合評定値（P点）が1,500点以上であること。 |
| (オ) | 公告日より過去15年間に国又は地方公共団体（公社含む）が発注した工事において、延床面積5,000㎡以上の建物の建築を元請として完了した実績を有すること。（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。） |
| (カ) | ア 監理技術者を、本工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。この場合、当該監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）が兼務できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとし、兼務できる工事は市川市が発注した工事でなければならない。その他詳細は、市川市建設工事指導要綱第6条第5項の規定による。 イ 監理技術者の専任配置は、工事着手日の前日から要するものとする。 ウ 監理技術者は、建設企業と応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者とする。 |

ウ 火葬炉企業の要件

火葬炉企業は、次の要件を満たすこととする。

| | |
|-----|---|
| (ア) | 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく機械器具設置工事につき、特定建設業の許可を受けていること。 |
| (イ) | 公告日より過去15年間に、一事業（国又は地方公共団体（公社含む）に限る）で同一施設に火葬炉を12基以上納入及び設置を元請けとして完了した実績を有すること。（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。） |
| (ウ) | 本市の機械器具設置工事の格付等級がAランクの者。 |

エ 工事監理企業の要件

工事監理企業は単独企業とし、次の要件を満たすこととする。なお、建設企業は工事監理企業を兼ねることはできない。

| | |
|-----|--|
| (ア) | 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 |
| (イ) | 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。 |
| (ウ) | 公告日より過去15年間に、国又は地方公共団体（公社含む）が発注した工事において、延床面積5,000㎡以上の建物の工事監理を元請として完了した実績を有すること。（PFI事業、DBO事業又はDB方式における構成企業としての実績は対象とする。） |
| (エ) | ア 工事監理業務管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。 イ 工事監理業務管理技術者は、設計業務管理技術者並びに照査技術者を兼ねることができない。 ウ 工事監理業務管理技術者は、工事監理企業と応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者としてすること。 |

オ 指定管理者の要件

指定管理者は、次の要件を満たす単独企業又は上限を3社とする共同事業体とする。

なお、次の要件を満たす維持管理企業又は火葬炉運転企業を下請企業とすることも可とする。

| | |
|-----|---|
| (ア) | 公告日より過去15年間に、国又は地方公共団体（公社含む）が設置する施設の建物総合管理を、連続して6か月以上、元請として完了した実績を有すること。（PFI事業又はDBO事業で構成企業として参加しSPCから業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。） |
| (イ) | 公告日より過去15年間に、国又は地方公共団体（公社含む）が設置する同一施設内にある火葬炉12基以上の火葬炉の運転管理を、連続して6か月以上、元請として完了した実績を有すること。（PFI事業又はDBO事業における構成企業としての実績は対象とする。） |

なお、アからオまでの各業務を行う者については、地域の経済成長・雇用機会拡大や地域の慣習・ニーズを把握する地元企業の参加によるサービス向上、地域の人材雇用、物品調達などの視点から、市川市に本社（店）を置く企業の積極的な参加を期待するものである。加えて市川市に本社（店）を置く企業への発注金額等による地域経済への貢献については、提案審査における評価項目とする。

⑤ 参加資格の確認

ア 参加資格要件の有無については、公募の開始日をもって判定する。

イ 上記アの規定にかかわらず優先交渉権者（又はこの者と協議が整わない場合は次点交渉権者）については、優先交渉権者決定日までの間に応募者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合には失格とする。ただし、DBO代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、欠く参加資格の程度及び事業能力等を市川市が勘案し、公平な公募実施等に支障がなく、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合は、当該参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

ウ 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る市川市議会の議決日または指定管理者の指定日までの間に優先交渉権者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、その者に係る優先交渉権者決定を取り消すことができることとする。なお優先交渉権者決定を取り消した場合は、次点交渉権者を優先交渉権者として扱うことができることとする。この場合において、市川市は、優先交渉権者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、DBO代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、欠く参加

資格の程度及び事業能力等を市川市が勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結することができるものとする。

3 事業者の募集及び選定方法

本事業では、市川市斎場整備運営等事業募集要項（以下「募集要項」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点等から市川市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、募集を行う。事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式により行う。

4 募集及び選定の手順等

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは以下を想定している。

詳細は、募集要項 第4 募集及び選定に関する事項、2. 募集及び選定の手順による。

| 内容 | 日程 |
|---|-------------------------|
| ① 公募の開始 | 令和5年11月 |
| ② 募集要項等に関する質問・意見（第1回）の受付 | 令和5年11月 |
| ③ 参加資格審査書類受付・審査 | 令和5年11月 |
| ④ 募集要項等に関する質問・意見（第1回）に対する回答・公表 | 令和5年12月 |
| ⑤ 参加資格審査結果の通知 | 令和5年12月 |
| ⑥ 対面対話の実施（第2回） | 令和5年12月 |
| ⑦ 募集要項等に関する質問・意見（第2回）の受付 | 令和6年1月 |
| ⑧ 募集要項等に関する質問・意見（第2回）に対する回答・公表 | 令和6年1月 |
| ⑨ 提案書類の受付 | 令和6年3月～4月 |
| ⑩ 優先交渉権者の決定及び公表 | 令和6年5月～6月 |
| ⑪ 基本契約、設計・建設工事請負仮契約の締結 指定管理者基本協定の協議書の取り交わし | 令和6年7月 |
| ⑫ 設計・建設工事請負契約締結 | 令和6年9月 |
| ⑬ 指定管理者の指定 | 火葬・待合棟供用開始前 |
| ⑭ 指定管理者基本協定の締結 | 火葬・待合棟供用開始 (令和9年7月)前 |

5 契約、協定の形態

市川市は、事業者と基本契約を締結し、施設整備者と設計・建設工事請負契約、維持管理及び運営を行う者と指定管理者基本協定を締結する。

詳細は、募集要項 第3 事業内容に関する事項、6. 契約、協定の形態による。

6 事業者の収入

市川市は、施設整備業務に係る対価として、施設整備業務費を施設整備者代表企業に、維持管理・運營業務に係る対価として、指定管理料を指定管理者代表企業に支払う。

詳細は、募集要項 第3 事業内容に関する事項、10. 事業者の収入による。

なお、施設整備業務費の前払金及び中間前払金の支払条件は以下のとおりとする。

1) 前払金

施設整備業務費のうち設計業務費の前払金は、原則として、令和6年度の請求により設計業務費の100分の30以内かつ100,000,000円を限度に支払う。

施設整備業務費（設計業務費を除く）の前払金は、原則として、令和7年度の請求により施設整備業務費（設計業務費を除く）の100分の40以内を支払う。

施設整備業務費（設計業務費を除く）の前払金は、工事着手日以降に請求することにより支払う。

2) 中間前払金等

施設整備業務費（設計業務費を除く）について、中間前払金は、契約当初の前払金に加えて、工事の中間段階において請求することにより、施設整備業務費（設計業務費を除く）の100分の20以内を支払う。

7 応募に関する留意事項

本事業における留意事項は次のとおり。

詳細は、募集要項 第4 募集及び選定、3. 応募に関する留意事項による。

1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

2) 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

3) 提案の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とする。

ア 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者が提出した提案

イ 事業名及び見積金額のない提案

ウ 記載の必要な企業名及び押印のない又は不明瞭な提案

エ 事業名に誤りのある提案

オ 見積金額の記載が不明瞭な提案

カ 見積金額を訂正した提案

キ 提案書類に虚偽の記載をした提案

ク 提案書類の受付期間締切までに市川市の担当窓口には到達しなかった提案

ケ 提案に必要な書類が不足している提案

コ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した提案

サ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した提案

4) 応募に伴う費用の負担

応募者の応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

5) 使用言語、単位及び時刻

応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6) 著作権

応募者から提出された提案書類に含まれる著作権は、応募者に帰属する。ただし、市川市は、本事業に関し必要と認める用途に用いる場合にあっては、応募者の同意を得て、無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。ただし、市川市に提出された資料は、市川市情報公開条例に基づく公開の請求があった場合には、公開することができる。

7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

8) 募集の延期等

市は、特に必要があると認めた場合、募集を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

9) 契約保証金

契約を締結するときは施設整備の契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、市川市財務規則第117条第2項及び第3項各号に該当する補償を付した場合は、免除となる。

8 本事業の担当部署

市川市 保健部 斎場建設課

〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1-1

電話：047-712-8526

FAX：047-712-8740

電子メール：shinsaijo-kensetsu@city.ichikawa.lg.jp